

公共サービス改革法対象事業の選定作業の方針について

平成 22 年 10 月 27 日
内閣府公共サービス改革推進室

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。)の官民競争入札等の対象事業は、第 7 条に基づき毎年 7 月頃に閣議決定される公共サービス改革基本方針(以下「基本方針」という。)において定められることとなっている。
- 2 平成 22 年度の公共サービス改革法対象事業の選定作業は、来年 6 月頃の次期「基本方針」(閣議決定)に向け、年内に各府省等からの対象事業の候補に関するヒアリングを開始し、年明け以降、官民競争入札等監理委員会において審議の予定である。
- 3 本方針は、基本方針(平成 22 年 7 月閣議決定)を踏まえ、内閣府公共サービス改革推進室が各府省等とのヒアリング等選定作業を行うに当たっての方針を下記により明らかにするものであり、本日開催された官民競争入札等監理委員会において了承されたものである。
- 4 なお、行政刷新会議公共サービス改革分科会が、広義の公共サービス改革における公共サービス改革法(官民競争入札等)の位置付けについても審議する予定であることから、対象公共サービスの選定は、その審議を踏まえたものとする。

記

1 基本的な考え方

- (1) 厳しい財政事情により公共サービスの無駄の徹底的削減が求められる中、公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号))に基づく入札の導入は、公共サービスの経費の削減、競争の導入、民間の創意工夫の発揮、公共サービスの質の維持向上、透明性の確保を図るための有効な手段となっている。
- (2) 前年度の作業においては、昨年秋以降、対象公共サービスの選定への行政

刷新(公共サービス改革)担当政務のコミットメントを強め、担当大臣の主導により改革対象の 11 重点分野を選定するなどにより、従来と比べて大幅に対象公共サービスを拡大した(従来の対象事業規模は年間 300 億円台であったのに対し、本年 7 月の基本方針(閣議決定)では同 1,000 億円程度)。その中で、既に一般競争入札が行われている事業であっても、透明性、公正性、競争性に問題のあるサービスを、公共サービス改革法の対象事業とすることとした。

- (3) そのような問題のある事業を含む公共サービス改革法の対象事業について、事業選定から事業の評価までのプロセスに、官民競争入札等監理委員会等が関与することを通じ、経費の節減、民間事業者の参入促進、不要な事業の廃止について、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から事業を見直すことを実現することが重要である。
- (4) 以上を踏まえ、平成 22 年度の公共サービス改革法対象事業の選定作業は昨年度同様、官民競争入札等監理委員会等と連携しつつ、対象事業を積極的に拡大していくこととする。

2 選定の重点方針等

(1)平成 22 年度の選定の重点方針

基本方針(平成 22 年 7 月閣議決定)第 3 章 1.において対象公共サービスの選定の重点として掲げられているサービスは以下のとおり。

事業仕分け、行政事業レビューで民間の活用を選択肢として指摘を受けた公共サービス及び同種の公共サービス。

事業者の選定において透明性、公正性、競争性に問題のある公共サービス。

国の行政機関等の関与(国の行政機関による指定、国の行政機関等による補助)を通じて特定の公益団体が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより業務の改善が見込まれるもの。

人事や予算等の面で官民競争入札の実施が比較的容易と考えられる非公務員型独立行政法人等の公共サービス。

内閣府特命担当大臣(行政刷新)資料(平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会)に基づいて選定した対象公共サービス についての範囲拡大。

施設管理、 統計調査、 公物管理、 財務局の普通財産の管理処分等業務、 米

の売買管理、 防衛装備品の補給・維持、 物品調達・管理業務、旅費業務、 警察通信関係業務、 供託、 国立大学法人の事務、 地方公共団体の市場化テスト導入を促進するための積極的取組

第 2 章第 4 節 4 . に掲げた関係組織 において問題等を指摘された公共サービス。

衆議院決算行政監視委員会、 参議院決算委員会・行政監視委員会、 会計検査院、 内閣官房行政改革推進室・行政改革推進本部事務局、 内閣府民間資金等活用事業推進室（ P F I ） 公正取引委員会、 総務省（ 政策評価、行政評価・監視、行政管理 ） 財務省主計局（ 予算執行調査 ）

(2) 平成 22 年度の選定する対象公共サービスの規模及び官民競争入札の選定数の目安等

基本方針（平成 22 年 7 月閣議決定）第 2 章第 3 節 2 (2) において内閣府公共サービス改革推進室が各府省等に提示することとされている 一定以上のコスト削減が見込まれるものとして選定する対象公共サービスの規模及び 官民競争入札の対象公共サービスの選定数の目安等については、以下のとおりとする。

対象公共サービスとして選定する事業の規模については、これまでの公共サービス改革法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が 3 年間で 1 億円以上のものを原則とする。但し、必要に応じ、契約額が 1 年間で 1 千万円以上のものも選定する。

官民競争入札の対象公共サービスとして選定する事業の選定数については、過去 3 年の選定数が施設・研修分野における 4 事業に止まっていたことに鑑み、これまでの事業数を踏まえつつ、更なる対象事業の拡大に努めることとする。

3 対象公共サービス選定の観点

(1) 対象公共サービスの選定の考え方

基本方針（平成 22 年 7 月閣議決定）第 4 章第 2 節 1.(2) において、内閣総理大臣は国の行政機関等の長等と協議をして、基本方針の案を作成する際に、法に基づく入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、本章第 1 節 1 . (別紙参照。) の考え方にとり、下記の ～ を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、

選定することとされている。

業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。

業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

会計法令（会計規程等を含む。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。

民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か。

国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

(2) 平成 22 年度の対象公共サービスの選定に当たって特に留意する観点

上記 2(1)平成 22 年度の選定の重点方針及び上記 3(1) 対象公共サービスの選定の考え方を踏まえ、選定作業に当たって特に留意する観点は以下のとおりとする。

問題点の指摘等がなされた事業の健全化

< 対象公共サービス全般 >

対象公共サービスの廃止等の提言や議論が存在しないか。

対象公共サービスの費用の無駄が社会的に注目を浴びていないか。

< 入札方法（透明性・公正性・競争性） >

随意契約を一般競争入札方式に変更できないか。

落札率が高止まり（例：予定価格の 90%以上）していないか。

一者応札の問題が生じていないか。（過去 3 年間）

同一の事業者（民間事業者、政府関連公益法人等）が受託を継続（交互の場合もある）していないか。（過去 3 年間）

公共サービスの経費削減、質の維持・向上

< 民間事業者・国民の声からの要望 >

民間事業者より参入、契約の複数年度化等の要望が出ていないか。

民間事業者の創意工夫などサービス改善を求める国民の声がないか。

< 複数年契約 >

毎年度、最低価格決定方式の一般競争入札を繰り返しているが、複数

年契約にすることにより、経費の削減と質の向上が見込まれないか。
公共サービス改革法（国債年限最大 10 年）の活用により、これまで困難だった公共サービスの質の向上と経費の削減が見込まれないか。

< 包括契約 >

複数の個別の契約を包括化することにより、管理の効率化、経費の削減、質の向上が見込まれないか。

< 共同調達 >

公共サービス改革法の入札対象として共同調達が行われた事例を踏まえて共同調達化することにより、経費の削減と質の向上が見込まれないか。

その他

< 公共サービス改革法の入札対象範囲の拡大 >

特定地域で公共サービス改革法の入札対象とされている事業の対象範囲の拡大を全国展開までどのように進めるか。

特定の府省等の事業が公共サービス改革法の入札対象とされている場合は、他の府省等々の類似の事業も入札対象とすることが適切ではないか。

< 公共サービス改革法以外による対応 >

公共サービス改革法の入札対象とはしないが、実施府省等々に対して実施方法の見直し等経営手法の見直しを提言することが妥当ではないか。

4 その他

(1) 対象公共サービス選定作業の継続が必要な場合

対象公共サービスの選定プロセスの中で、対象事業の候補が数多くに上ることから、平成 22 年度の選定作業ですべてを取り扱うことが困難となる事業もあると考えられる。そのような事業については、22 年度の選定作業に止まらず、来年度以降も含めて対象事業とすべく引き続き検討することとする。

(2) 内閣府公共サービス改革推進室が各府省等々からのヒアリング等対象公共サービスの選定作業の状況を報告するなどにより、昨年度に引き続き行政刷新(公共サービス改革)担当政務の強いコミットメントの下で作業を進める。

- (3) 内閣府公共サービス改革推進室は各府省等からのヒアリング等対象公共サービスの選定作業の状況を官民競争入札等監理委員会に報告するなどにより、昨年度に引き続き官民競争入札等監理委員会の意見を十分踏まえ作業を進める。

- (注) 1 官民競争入札等監理委員会は、「公共サービス改革のために必要と考えるときには、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて国の行政機関等の長等に対し、時機を失することなく勧告を行う」こととされている（公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月閣議決定）第 2 章第 4 節 3. ）。
- 2 官民競争入札等管理委員会の審議において、既存の受託事業者として関連団体が存在する場合に、所管官庁が妥当性を欠く主張を繰り返した事例においては「委員長見解」が公表されている。（総務省の自治大学校及び消防大学校の施設の管理・運営業務（平成 20 年 12 月） 環境省の新宿御苑の維持管理業務（平成 21 年 12 月））。

以上

(別紙)

公共サービスに関する不断の見直しの進め方
(公共サービス改革基本方針(平成22年7月閣議決定)第4章第1節1.)

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、以下のように対応する。

国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止等する。

必要性があるとしても、国の行政機関等自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、法に基づく入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

既に民間委託が行われている業務であっても、民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入又は実施方法や調達方法の改善により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られる場合は民間競争入札を実施する等必要な措置を講じる。

基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫をいかす観点から提出される民間事業者の意見や国民の意思等及び行政刷新会議の議論を十分踏まえ、監理委員会による審議に真摯に対応する。また、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

なお、国の行政機関等の長等は、所管する公共サービスを法に基づく入札又は廃止等の対象とすることの適否等に関する見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。